

【表紙】

| | |
|----------------------------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 平成28年1月20日 |
| 【発行者名】 | スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 池田 鉄伸 |
| 【本店の所在の場所】 | 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 小林 克也 |
| 【電話番号】 | 045-225-2080 |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | スカイオーシャン・コアラップ（安定型） スカイオーシャン・コアラップ（成長型） |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 | 当初申込額 スカイオーシャン・コアラップ（安定型） 上限300億円 スカイオーシャン・コアラップ（成長型） 上限300億円 継続申込額 スカイオーシャン・コアラップ（安定型） 上限10兆円 スカイオーシャン・コアラップ（成長型） 上限10兆円 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年4月16日に提出した有価証券届出書（平成27年7月15日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。以下「原届出書」といいます。）について、投資対象ファンドの追加を行うとともに運用状況等のデータの更新を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

2. 【訂正の内容】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第1ファンドの状況」「1 ファンドの性格」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部_____は訂正部分を示します。

（3）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

（前略）

委託会社の概況（平成27年5月29日現在）

（後略）

<訂正後>

（前略）

委託会社の概況（平成27年11月30日現在）

（後略）

2【投資方針】

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第1ファンドの状況」「2 投資方針」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

(注) 下線部_____は訂正部分を示します。

(2)【投資対象】

<訂正前>

(前略)

(参考) 投資対象ファンドの概要

投資対象ファンドとして予定しているファンドの概要は以下のとおりです。ただし、全ての投資対象ファンドに投資するとは限りません。また、投資対象ファンドについては、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。

以下の内容は、平成27年7月15日現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。

(中略)

22. BlueBay Investment Grade Absolute Return Bond Fund - クラスS-JPY

(後略)

<訂正後>

(前略)

(参考) 投資対象ファンドの概要

投資対象ファンドとして予定しているファンドの概要は以下のとおりです。ただし、全ての投資対象ファンドに投資するとは限りません。また、投資対象ファンドについては、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。

以下の内容は、平成28年1月20日現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。

(中略)

22. BlueBay Investment Grade Absolute Return Bond Fund - クラスS-JPY

(中略)

23. FOFs用 KIM マルチストラテジー リンクファンドS (適格機関投資家専用)

| | |
|---------|---|
| 運用会社 | 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 |
| 運用の基本方針 | この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 |
| 主要投資対象 | KIM マルチストラテジー リンク マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。 |

| | |
|-----------|--|
| 投資態度 | <p>マザーファンドへの投資を通じて、主としてゴールドマン・サックス・インターナショナルによって設立された海外籍特別目的会社(SPC)の発行する円建債券（以下「円建債券」といいます）に投資し、Kairos Investment Management Ltd.が運用する外国投資信託証券「SuMi-KAIROS MULTI-STRATEGY FUND」（以下「スミ・カイロス・マルチ・ストラテジー・ファンド」といいます。）の基準価額の値動きに概ね連動する投資成果を目指します。</p> <p>スミ・カイロス・マルチ・ストラテジー・ファンドは、様々なヘッジファンド等に分散投資することで広範な運用戦略を組み合わせることにより、中長期における収益の獲得を目指して運用を行うケイマン諸島籍投資信託証券です。</p> <p>円建債券への実質投資割合は、原則として高位を維持します。</p> <p>資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p> |
| 主な投資制限 | <p>株式への投資は転換社債を転換したものと及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使、株式分割、株主割当又は社債権者割当により取得したものに限ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p> <p>デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限り。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。</p> |
| ベンチマーク | 該当事項はありません |
| 決算日 | 年1回：10月10日（休業日の場合は翌営業日） |
| 収益の分配 | <p>毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。</p> <p>分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p> |
| 申込手数料 | 該当事項はありません |
| 換金（解約）手数料 | 該当事項はありません |
| 信託報酬 | 純資産総額に対し、年0.1944%（税抜 年0.18%） |

| | |
|---------|-------------------------------|
| 信託財産留保額 | 該当事項はありません |
| 設定日 | 平成28年1月20日 |
| 信託期間 | 原則として、平成28年1月20日から平成37年10月10日 |
| 関係法人 | ・ 受託会社 三井住友信託銀行株式会社 |

24. FOFs用 ピクテ マルチストラテジー リンクファンドS（適格機関投資家専用）

| | |
|---------|---|
| 運用会社 | 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 |
| 運用の基本方針 | この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 |
| 主要投資対象 | ピクテ マルチストラテジー リンク マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。 |
| 投資態度 | <p>マザーファンドへの投資を通じて、主としてゴールドマン・サックス・インターナショナルによって設立された海外籍特別目的会社(SPC)の発行する円建債券（以下「円建債券」といいます。）に投資し、Pictet Asset Management S.A.、Pictet Asset Management Limited、Pictet Asset Management (Singapore) Pte. Ltd、Pictet Asset Management (Hong Kong) Limitedが運用する外国投資信託証券「Pictet Total Return – Diversified Alpha」（以下「PTRディバーシファイド・アルファ・ファンド」といいます）の基準価額の値動きに概ね連動する投資成果を目指します。</p> <p>PTRディバーシファイド・アルファ・ファンドは、世界の株式、債券、為替、等の多様な資産に対して、様々な投資手法を組み合わせることにより、中長期における収益の獲得を目指して運用を行うルクセンブルク籍投資信託証券です。</p> <p>円建債券への実質投資割合は、原則として高位を維持します。</p> <p>資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p> |
| 主な投資制限 | <p>株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使、株式分割、株主割当又は社債権者割当により取得したものに限り、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p> <p>デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。</p> |
| ベンチマーク | 該当事項はありません |
| 決算日 | 年1回：10月10日（休業日の場合は翌営業日） |

| | |
|-----------|---|
| 収益の分配 | <p>毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。</p> <p>分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p> |
| 申込手数料 | 該当事項はありません |
| 換金（解約）手数料 | 該当事項はありません |
| 信託報酬 | 純資産総額に対し、年0.1944%（税抜 年0.18%） |
| 信託財産留保額 | 該当事項はありません |
| 設定日 | 平成28年1月20日 |
| 信託期間 | 原則として、平成28年1月20日から平成37年10月10日 |
| 関係法人 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 受託会社 三井住友信託銀行株式会社 |

25. FOFs用 MAN AHL ダイバーシファイド リンクファンドS（適格機関投資家専用）

| | |
|---------|--|
| 運用会社 | 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 |
| 運用の基本方針 | この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 |
| 主要投資対象 | MAN AHL ダイバーシファイド リンク マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。 |
| 投資態度 | <p>マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてUBS AG ロンドン支店が組成を取りまとめた海外籍特別目的会社（SPC）の発行する円建債券（以下「円建債券」といいます。）に投資し、AHL Partners LLPが運用する外国投資信託証券「Man AHL Diversified (Cayman) Ltd」（以下「MAN AHLファンド」といいます。）の基準価額の値動きに概ね連動する投資成果を目指します。</p> <p>MAN AHLファンドは、主として世界各国の株式、債券、金利、商品、為替等の先物取引等に投資を行い、定量分析モデルを用いて市場動向を予測し、上昇局面だけでなく下落局面でも収益の獲得を目指して運用を行うケイマン諸島籍投資信託証券です。なお、MAN AHLファンドは、組入外貨建資産について対円での為替ヘッジを行うことがあります。</p> <p>円建債券への実質投資割合は、原則として高位を維持します。</p> <p>資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p> |

| | |
|------------------|--|
| <p>主な投資制限</p> | <p>株式への投資は転換社債を転換したものと及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使、株式分割、株主割当又は社債権者割当により取得したものに限ることとし、実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p> <p>デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。</p> |
| <p>ベンチマーク</p> | <p>該当事項はありません</p> |
| <p>決算日</p> | <p>年1回：10月10日（休業日の場合は翌営業日）</p> |
| <p>収益の分配</p> | <p>毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。</p> <p>分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p> |
| <p>申込手数料</p> | <p>該当事項はありません</p> |
| <p>換金（解約）手数料</p> | <p>該当事項はありません</p> |
| <p>信託報酬</p> | <p>純資産総額に対し、年0.1944%（税抜 年0.18%）</p> |
| <p>信託財産留保額</p> | <p>該当事項はありません</p> |
| <p>設定日</p> | <p>平成28年1月20日</p> |
| <p>信託期間</p> | <p>原則として、平成28年1月20日から平成37年10月10日</p> |
| <p>関係法人</p> | <p>・受託会社 三井住友信託銀行株式会社</p> |

26. マルチ・ストラテジー・ファンド（適格機関投資家専用）

| | |
|---------|---|
| 運用会社 | 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 |
| 運用の基本方針 | この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 |
| 主要投資対象 | わが国を含む世界の株式及び債券を主要投資対象とし、有価証券先物取引、有価証券指数先物取引（以下総称して「有価証券先物取引等」ということがあります。）、オプション取引、スワップ取引（トータル・リターン・スワップ取引を含みます。）、金利先渡取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引、クレジットデリバティブ取引（以下、「デリバティブ取引」といいます。）及び為替予約取引を主要取引対象とします。 |
| 投資態度 | <p>主としてわが国を含む世界の株式及び債券に投資するとともに、デリバティブ取引及び為替予約取引を行うことで、絶対収益の獲得を目指します。なお、主要投資対象及び主要取引対象への投資は、投資信託証券を通じて行うことがあります。</p> <p>ポートフォリオの構築は、複数の運用戦略を組み合わせることで行い、信用取引による株式の売付や債券の空売りをを用いる運用戦略を含みます。運用に際しては、三井住友信託銀行株式会社から投資助言を受けます。実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジを行うことがあります。信用取引による株式の売付の建玉の実質時価総額は、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。</p> <p>債券（転換社債券、他社株転換可能債券、新株引受権付社債券及び新株予約権付社債券を除きます。）の空売りに係る債券の実質時価総額は、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。</p> <p>有価証券先物取引等は、以下の範囲で行うことを基本とします。</p> <p>株価指数先物取引に係る実質投資額（買建玉の実質時価総額と売建玉の実質時価総額の差額の絶対値をいいます。以下同じ。）は、原則として投資信託財産の純資産総額の200%以下とし、当該範囲を超えた場合には速やかに調整するものとします。</p> <p>債券先物取引に係る実質投資額は、原則として投資信託財産の純資産総額の500%以下とし、当該範囲を超えた場合には速やかに調整するものとします。</p> <p>為替予約取引は、以下の範囲で行うことを基本とします。</p> <p>為替予約取引の買い予約の実質合計額と売り予約の実質合計額のいずれか大きい方の額は原則として投資信託財産の純資産総額の200%以下とし、当該範囲を超えた場合には速やかに調整するものとします。</p> <p>また、為替予約取引の買い予約の実質合計額と売り予約の実質合計額との差額の絶対値の額は原則として投資信託財産の純資産総額の100%以下とし、当該範囲を超えた場合には速やかに調整するものとします。</p> <p>資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p> |

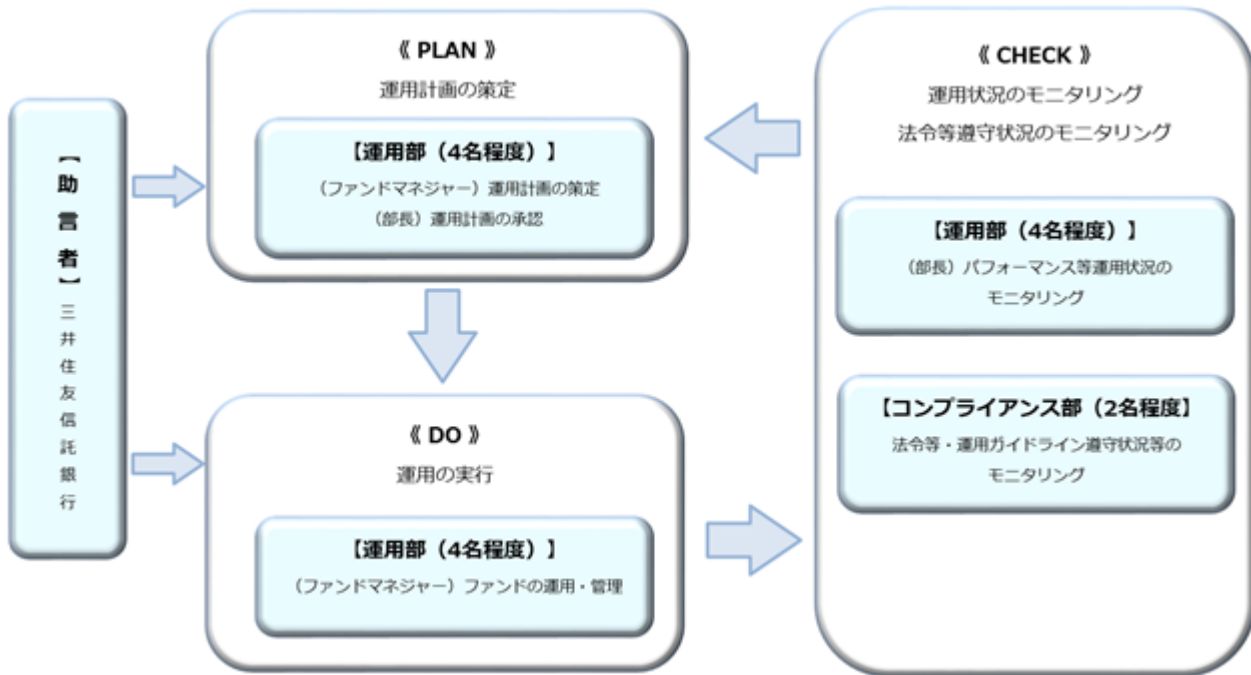
| | |
|------------------|--|
| <p>主な投資制限</p> | <p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債、並びに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定しません。</p> <p>為替予約取引は、ヘッジ目的に限定しません。</p> <p>前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p> <p>デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。</p> |
| <p>ベンチマーク</p> | <p>該当事項はありません</p> |
| <p>決算日</p> | <p>年1回：2月7日（休業日の場合は翌営業日）</p> |
| <p>収益の分配</p> | <p>毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。</p> <p>分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>分配金額については、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないことがあります。</p> <p>留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p> |
| <p>申込手数料</p> | <p>該当事項はありません</p> |
| <p>換金（解約）手数料</p> | <p>該当事項はありません</p> |
| <p>信託報酬</p> | <p>純資産総額に対し、年 0.8640%（税抜 年0.80%）</p> |
| <p>信託財産留保額</p> | <p>該当事項はありません</p> |
| <p>設定日</p> | <p>平成25年4月2日</p> |
| <p>信託期間</p> | <p>原則として、平成25年4月2日から平成38年3月26日</p> |
| <p>関係法人</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 助言会社 <ul style="list-style-type: none"> 三井住友信託銀行株式会社 ・ 受託会社 <ul style="list-style-type: none"> 三井住友信託銀行株式会社 |

（後略）

(3) 【運用体制】

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「3 運用体制」の運用体制の図を以下の内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>



3【投資リスク】

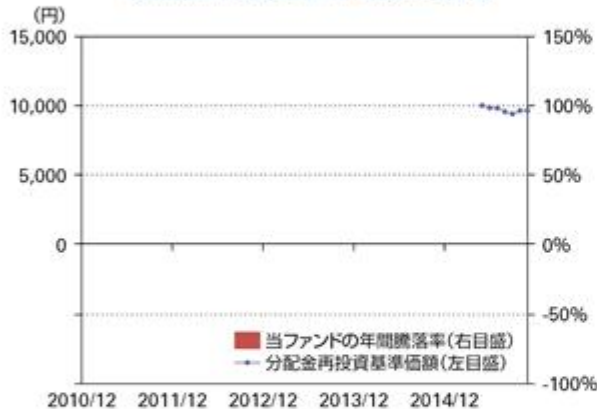
原届出書の「第二部 ファンド情報」「第1ファンドの状況」「3 投資リスク」「参考情報」につきましては、該当情報を以下の内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

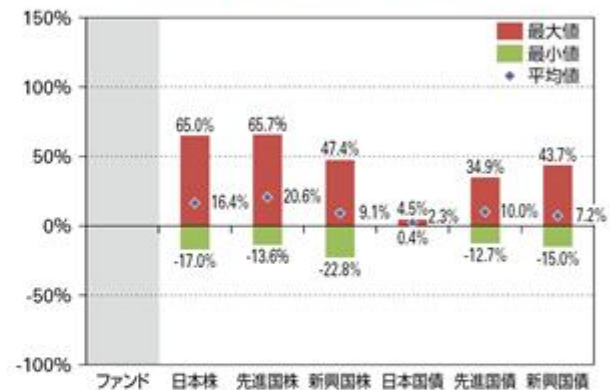
【参考情報】

スカイオーシャン・コアラップ（安定型）

ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

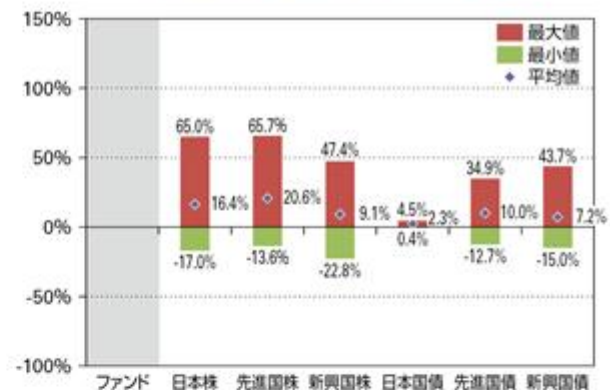


スカイオーシャン・コアラップ（成長型）

ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較



*ファンドは2015年11月30日現在、設定後1年を経過していないため、年間騰落率はありません。

*2010年12月～2015年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てがファンドの投資対象とは限りません。

*ファンドは2015年11月30日現在、設定後1年を経過していないため、年間騰落率はありません。

各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
 先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み,円ベース)
 新興国株…MSCIエマージングマーケットインデックス(配当込み,円ベース)
 日本国債…NOMURA-BPI国債
 先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本,円ベース)
 新興国債…JPモルガンガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

各資産クラスの騰落率について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
 MSCI インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
 NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
 シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。
 JPモルガンガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第1ファンドの状況」「4 手数料等及び税金」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部_____は訂正部分を示します。

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

(前略)

(参考)各投資対象ファンドの信託報酬等

各投資対象ファンドの信託報酬（投資信託財産の純資産総額に対する年率）は下記の通りです。

当該信託報酬は、投資対象とする投資信託証券に係る信託財産の運用、基準価額の計算、運用財産の管理等の対価として、投資対象ファンドから支払われます。

なお、各投資対象ファンドとも、申込手数料、解約手数料はありません。

| ファンド名 | 信託報酬 |
|--|----------|
| (中略) | (中略) |
| BlueBay Investment Grade Absolute Return Bond Fund - クラスS-JPY | 年率 0.74% |

当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬を含めた実質的な信託報酬率の概算値は下記の通りです。ただし、この値は目安であり、投資対象ファンドの実際の組入状況により実質的な信託報酬率は変動します。

実質的な信託報酬率：年率1.55333%～1.86727%程度（税抜年率1.43827%～1.74472%程度）

<訂正後>

(前略)

(参考)各投資対象ファンドの信託報酬等

各投資対象ファンドの信託報酬（投資信託財産の純資産総額に対する年率）は下記の通りです。

当該信託報酬は、投資対象とする投資信託証券に係る信託財産の運用、基準価額の計算、運用財産の管理等の対価として、投資対象ファンドから支払われます。

なお、各投資対象ファンドとも、申込手数料、解約手数料はありません。

| ファンド名 | 信託報酬 |
|--|-----------------------|
| (中略) | (中略) |
| BlueBay Investment Grade Absolute Return Bond Fund - クラスS-JPY | 年率 0.74% |
| FOFs用 KIM マルチストラテジー リンクファンドS (適格機 関投資家専用) | 年率 0.1944% (税抜 0.18%) |
| FOFs用 ピクテ マルチストラテジー リンクファンドS (適 格機関投資家専用) | 年率 0.1944% (税抜 0.18%) |
| FOFs用MAN AHL ダイバーシファイド リンクファンドS (適格 機関投資家専用) | 年率 0.1944% (税抜 0.18%) |
| マルチ・ストラテジー・ファンド (適格機関投資家専用) | 年率 0.8640% (税抜 0.80%) |

当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬を含めた実質的な信託報酬率の概算値は下記の通りです。ただし、この値は目安であり、投資対象ファンドの実際の組入状況により実質的な信託報酬率は変動します。

実質的な信託報酬率：年率1.55333%～1.86727%程度（税抜年率1.43827%～1.74472%程度）

（５）【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

（中略）

二．少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（中略）

上記は、平成27年5月末日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

（後略）

<訂正後>

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

（中略）

二．少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」（*）をご利用の場合

NISA及びジュニアNISAは、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。ご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

*平成28年4月1日より適用開始される、20歳未満の方を対象とした非課税制度です。

（中略）

上記は、平成27年11月末日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

（後略）

5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「5 運用状況」につきましては、該当情報を以下の内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

以下の記載は平成27年11月30日現在の状況について記載してあります。

【スカイオーシャン・コアラップ（安定型）】

(1)【投資状況】

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|---------|---------------|---------|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 7,052,523,184 | 80.39 |
| | ケイマン | 609,072,381 | 6.94 |
| | 小計 | 7,661,595,565 | 87.33 |
| 投資証券 | ルクセンブルク | 1,041,605,695 | 11.87 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 70,078,010 | 0.80 |
| 合計(純資産総額) | | 8,773,279,270 | 100.00 |

(注1) 国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（ 2 ） 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

| 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿価額(円) 単価 | 帳簿価額(円) 金額 | 評価額(円) 単価 | 評価額(円) 金額 | 投資 比率 (%) |
|-------------|--------------|---|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|-----------------|
| 日本 | 投資信託受益 証券 | FOfs用 FRM ダイバーシファイド・リンク・ファンドS (適格機関投資家専用) | 1,032,598,834 | 0.9989 | 1,031,506,128 | 0.9802 | 1,012,153,377 | 11.54 |
| 日本 | 投資信託受益 証券 | FOfs用世界ハイインカム入替戦略 ファンドS (為替ヘッジあり) (適格 機関投資家専用) | 966,314,047 | 0.9974 | 963,810,214 | 1.0159 | 981,678,440 | 11.19 |
| ルクセン ブルク | 投資証券 | Global Absolute Return Strategies Fund- Class D ^{A, H, JPY} | 360,379.161 | 1,935.45 | 697,498,087 | 1,932 | 696,252,539 | 7.94 |
| 日本 | 投資信託受益 証券 | ヘッジファンド・リターン・ター ゲットファンド・為替ヘッジあり (適格機関投資家専用) | 674,585,413 | 1.048 | 707,019,266 | 1.0266 | 692,529,384 | 7.89 |
| 日本 | 投資信託受益 証券 | FOfs用国内債券インデックス・ファン ドS (適格機関投資家専用) | 606,631,222 | 0.9991 | 606,087,809 | 1.0097 | 612,515,544 | 6.98 |
| ケイマン | 投資信託受益 証券 | HYFI Loan Fund - JPY-USD クラス | 579,749.6861 | 1,059.12 | 614,027,841 | 1,050.57 | 609,072,381 | 6.94 |
| 日本 | 投資信託受益 証券 | FOfs用外国株式インデックス・ファン ドS (適格機関投資家専用) | 584,300,459 | 0.9891 | 577,955,550 | 0.9669 | 564,960,113 | 6.44 |
| 日本 | 投資信託受益 証券 | FOfs用外国債券インデックス・ファン ドS (適格機関投資家専用) | 456,990,958 | 1.0109 | 461,976,834 | 0.9987 | 456,396,869 | 5.20 |
| 日本 | 投資信託受益 証券 | FOfs用新興国債券セレクト・ファン ドS (適格機関投資家専用) | 416,931,918 | 0.9764 | 407,103,694 | 0.8915 | 371,694,804 | 4.24 |
| 日本 | 投資信託受益 証券 | FOfs用JPX日経インデックス400ファン ドS (適格機関投資家専用) | 380,608,639 | 0.9799 | 372,963,718 | 0.9748 | 371,017,301 | 4.23 |
| ルクセン ブルク | 投資証券 | BlueBay Investment Grade Absolute Return Bond Fund - クラスS-JPY | 35,198.311 | 9,975.53 | 351,121,891 | 9,811.64 | 345,353,156 | 3.94 |
| 日本 | 投資信託受益 証券 | TCA ファンド (適格機関投資家専 用) | 349,332,420 | 1.0114 | 353,325,571 | 0.9839 | 343,708,168 | 3.92 |
| 日本 | 投資信託受益 証券 | FOfs用 FRMシグマ・リンク・ファン ドS (適格機関投資家専用) | 363,369,415 | 0.9836 | 357,442,105 | 0.9363 | 340,222,783 | 3.88 |
| 日本 | 投資信託受益 証券 | FOfs用日本物価連動国債ファンドS (適格機関投資家専用) | 247,500,909 | 0.9945 | 246,150,515 | 0.9879 | 244,506,148 | 2.79 |
| 日本 | 投資信託受益 証券 | FOfs用新興国株式セレクト・ファン ドS (適格機関投資家専用) | 271,750,405 | 0.9494 | 258,002,056 | 0.8686 | 236,042,401 | 2.69 |
| 日本 | 投資信託受益 証券 | FOfs用国内株式エンハンスト運用戦 略ファンド (適格機関投資家専用) | 161,452,414 | 1.157 | 186,804,266 | 1.1514 | 185,896,309 | 2.12 |
| 日本 | 投資信託受益 証券 | FOfs用J-REITインデックス・ファン ドS (適格機関投資家専用) | 184,530,954 | 0.9809 | 181,006,596 | 0.9655 | 178,164,636 | 2.03 |
| 日本 | 投資信託受益 証券 | 大和住銀 / ウェリントン・ワール ド・ボンド (適格機関投資家専用) | 138,760,512 | 1.0301 | 142,938,449 | 1.0295 | 142,853,947 | 1.63 |
| 日本 | 投資信託受益 証券 | FOfs用グローバルREITインデック ス・ファンドS (適格機関投資家専 用) | 118,496,975 | 0.9878 | 117,054,392 | 0.9926 | 117,620,097 | 1.34 |
| 日本 | 投資信託受益 証券 | FOfs用グローバル・コモディティ (米ドル建て)・ファンドS (適格機 関投資家専用) | 100,752,130 | 0.9621 | 96,942,298 | 0.8075 | 81,357,344 | 0.93 |
| 日本 | 投資信託受益 証券 | FOfs用日本株配当ファンドS (適格機 関投資家専用) | 60,716,138 | 0.9963 | 60,493,067 | 1.01 | 61,323,299 | 0.70 |
| 日本 | 投資信託受益 証券 | FOfs用MLP インデックスファンド (適格機関投資家専用) | 83,802,259 | 0.8996 | 75,390,577 | 0.6907 | 57,882,220 | 0.66 |

(注1) 国 / 地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

□.種類別投資比率

| 種類 | 投資比率（％） |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 87.33 |
| 投資証券 | 11.87 |
| 合計 | 99.20 |

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| | 純資産総額（円） | | 1万口当たり純資産額（円） | |
|------------|---------------|-------|---------------|-------|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 平成27年 5月末日 | 3,605,025,381 | | 10,020 | |
| 6月末日 | 6,607,368,065 | | 9,858 | |
| 7月末日 | 7,624,611,640 | | 9,839 | |
| 8月末日 | 8,093,816,075 | | 9,583 | |
| 9月末日 | 8,177,965,727 | | 9,421 | |
| 10月末日 | 8,492,337,693 | | 9,655 | |
| 11月末日 | 8,773,279,270 | | 9,662 | |

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

| 期 | 計算期間 | 収益率（％） |
|-----------|-------------------------|--------|
| 第1期中間計算期間 | 平成27年 5月26日～平成27年11月25日 | 3.4 |

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

| 期 | 計算期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） | 発行済み口数（口） |
|-----------|-------------------------|---------------|-------------|---------------|
| 第1期中間計算期間 | 平成27年 5月26日～平成27年11月25日 | 9,527,892,689 | 498,585,690 | 9,029,306,999 |

(注1)第1期中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はございません。

【スカイオーシャン・コアラップ（成長型）】

(1) 【投資状況】

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|---------|----------------|---------|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 12,484,217,604 | 86.83 |
| | ケイマン | 488,852,726 | 3.40 |
| | 小計 | 12,973,070,330 | 90.23 |
| 投資証券 | ルクセンブルク | 1,263,490,879 | 8.79 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 141,774,622 | 0.99 |
| 合計(純資産総額) | | 14,378,335,831 | 100.00 |

(注1) 国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

| 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿価額(円) 単価 | 帳簿価額(円) 金額 | 評価額(円) 単価 | 評価額(円) 金額 | 投資 比率 (%) |
|---------|----------|--|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|-----------------|
| 日本 | 投資信託受益証券 | F0Fs用外国株式インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用) | 1,525,163,810 | 0.9959 | 1,519,059,019 | 0.9669 | 1,474,680,887 | 10.26 |
| 日本 | 投資信託受益証券 | F0Fs用外国債券インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用) | 1,234,467,234 | 1.0115 | 1,248,721,128 | 0.9987 | 1,232,862,426 | 8.57 |
| 日本 | 投資信託受益証券 | F0Fs用 FRM ダイバーシファイド・リンク・ファンドS(適格機関投資家専用) | 1,235,420,940 | 1.0004 | 1,235,975,919 | 0.9802 | 1,210,959,605 | 8.42 |
| 日本 | 投資信託受益証券 | F0Fs用JPX日経インデックス400ファンドS(適格機関投資家専用) | 1,241,513,681 | 0.9888 | 1,227,639,095 | 0.9748 | 1,210,227,536 | 8.42 |
| 日本 | 投資信託受益証券 | F0Fs用新興国債券セレクト・ファンドS(適格機関投資家専用) | 1,109,553,793 | 0.9815 | 1,089,087,539 | 0.8915 | 989,167,206 | 6.88 |
| ルクセンブルク | 投資証券 | Global Absolute Return Strategies Fund- Class D ^{A, H, JPY} | 437,114.524 | 1,936.66 | 846,542,295 | 1,932 | 844,505,260 | 5.87 |
| 日本 | 投資信託受益証券 | ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり(適格機関投資家専用) | 822,604,066 | 1.0498 | 863,582,545 | 1.0266 | 844,485,334 | 5.87 |
| 日本 | 投資信託受益証券 | F0Fs用世界ハイインカム入替戦略ファンドS(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用) | 775,922,177 | 0.9973 | 773,859,962 | 1.0159 | 788,259,339 | 5.48 |
| 日本 | 投資信託受益証券 | F0Fs用新興国株式セレクト・ファンドS(適格機関投資家専用) | 698,489,033 | 0.9608 | 671,116,589 | 0.8686 | 606,707,574 | 4.22 |
| 日本 | 投資信託受益証券 | F0Fs用国内株式エンハンス運用戦略ファンド(適格機関投資家専用) | 517,556,963 | 1.1678 | 604,451,226 | 1.1514 | 595,915,087 | 4.14 |
| 日本 | 投資信託受益証券 | F0Fs用J-REITインデックス・ファンドS(適格機関投資家専用) | 603,139,865 | 0.9875 | 595,643,263 | 0.9655 | 582,331,539 | 4.05 |
| 日本 | 投資信託受益証券 | F0Fs用国内債券インデックス・ファンドS(適格機関投資家専用) | 489,213,413 | 0.9987 | 488,612,218 | 1.0097 | 493,958,783 | 3.44 |
| ケイマン | 投資信託受益証券 | HYFI Loan Fund - JPY-USD クラス | 465,317.79 | 1,059.33 | 492,927,633 | 1,050.57 | 488,852,726 | 3.40 |
| ルクセンブルク | 投資証券 | BlueBay Investment Grade Absolute Return Bond Fund - クラスS-JPY | 42,702.914 | 9,986.53 | 426,454,253 | 9,811.64 | 418,985,619 | 2.91 |
| 日本 | 投資信託受益証券 | F0Fs用 FRMシグマ・リンク・ファンドS(適格機関投資家専用) | 446,242,301 | 0.9883 | 441,029,723 | 0.9363 | 417,816,666 | 2.91 |

| | | | | | | | | |
|----|----------|---|-------------|--------|-------------|--------|-------------|------|
| 日本 | 投資信託受益証券 | TCA ファンド（適格機関投資家専用） | 414,615,562 | 1.0137 | 420,326,408 | 0.9839 | 407,940,251 | 2.84 |
| 日本 | 投資信託受益証券 | 大和住銀／ウエリントン・ワールド・ボンド（適格機関投資家専用） | 382,804,724 | 1.0306 | 394,546,240 | 1.0295 | 394,097,463 | 2.74 |
| 日本 | 投資信託受益証券 | FOFs用グローバルREITインデックス・ファンドS（適格機関投資家専用） | 394,141,587 | 0.9902 | 390,312,220 | 0.9926 | 391,224,939 | 2.72 |
| 日本 | 投資信託受益証券 | FOFs用グローバル・コモディティ（米ドル建て）・ファンドS（適格機関投資家専用） | 323,696,424 | 0.9715 | 314,479,342 | 0.8075 | 261,384,862 | 1.82 |
| 日本 | 投資信託受益証券 | FOFs用日本株配当ファンドS（適格機関投資家専用） | 198,185,702 | 1.0028 | 198,757,142 | 1.01 | 200,167,559 | 1.39 |
| 日本 | 投資信託受益証券 | FOFs用日本物価連動国債ファンドS（適格機関投資家専用） | 199,634,374 | 0.995 | 198,648,662 | 0.9879 | 197,218,798 | 1.37 |
| 日本 | 投資信託受益証券 | FOFs用MLP インデックスファンド（適格機関投資家専用） | 267,571,667 | 0.9085 | 243,107,601 | 0.6907 | 184,811,750 | 1.29 |

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ロ.種類別投資比率

| 種類 | 投資比率（％） |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 90.23 |
| 投資証券 | 8.79 |
| 合計 | 99.01 |

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| | 純資産総額（円） | | 1万口当たり純資産額（円） | |
|------------|----------------|-------|---------------|-------|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 平成27年 5月末日 | 6,501,055,867 | | 10,033 | |
| 6月末日 | 12,177,338,554 | | 9,837 | |
| 7月末日 | 13,456,549,484 | | 9,808 | |
| 8月末日 | 13,708,318,297 | | 9,423 | |
| 9月末日 | 13,286,782,909 | | 9,137 | |
| 10月末日 | 13,857,749,130 | | 9,511 | |
| 11月末日 | 14,378,335,831 | | 9,544 | |

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

| 期 | 計算期間 | 収益率（％） |
|-----------|-------------------------|--------|
| 第1期中間計算期間 | 平成27年 5月26日～平成27年11月25日 | 4.6 |

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

| 期 | 計算期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） | 発行済み口数（口） |
|-----------|-------------------------|----------------|-------------|----------------|
| 第1期中間計算期間 | 平成27年 5月26日～平成27年11月25日 | 15,698,434,958 | 922,199,478 | 14,776,235,480 |

(注1)第1期中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はございません。

（参考情報）交付目論見書に記載するファンドの運用実績

運用実績

設定日：2015年5月26日

作成基準日：2015年11月30日

スカイオーシャン・コアラップ（安定型）

基準価額・純資産の推移



基準価額 9,662円

純資産総額 87.73億円

※上記グラフは設定日から作成基準日までを表示しております。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

初回決算が2016年7月11日のため、基準日現在分配実績はありません。

主要な資産の状況

| 投資信託証券 | 投資比率 |
|--|-------|
| FOFs用 FRM ダイバーシファイド・リンク・ファンドS（適格機関投資家専用） | 11.5% |
| FOFs用世界ハイインカム代替戦略ファンドS（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用） | 11.2% |
| Global Absolute Return Strategies Fund- Class D ^{A, H, JPY} | 7.9% |
| ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり（適格機関投資家専用） | 7.9% |
| FOFs用国内債券インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用） | 7.0% |
| HYFI Loan Fund - JPY-USD クラス | 6.9% |
| FOFs用外国株式インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用） | 6.4% |
| FOFs用外国債券インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用） | 5.2% |
| FOFs用新興国債券セレクト・ファンドS（適格機関投資家専用） | 4.2% |
| FOFs用JPX日経インデックス400ファンドS（適格機関投資家専用） | 4.2% |

年間収益率の推移（暦年ベース）



※2015年は設定日から作成基準日までの収益率です。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

運用実績

設定日：2015年5月26日

作成基準日：2015年11月30日

スカイオーシャン・コアラップ（成長型）

基準価額・純資産の推移



| | |
|-------|----------|
| 基準価額 | 9,544円 |
| 純資産総額 | 143.78億円 |

※上記グラフは設定日から作成基準日までを表示しております。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

初回決算が2016年7月11日のため、基準日現在分配実績はありません。

主要な資産の状況

| 投資信託証券 | 投資比率 |
|--|-------|
| FOFs用外国株式インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用） | 10.3% |
| FOFs用外国債券インデックス・ファンドS（適格機関投資家専用） | 8.6% |
| FOFs用FRM ダイバーシファイド・リンク・ファンドS（適格機関投資家専用） | 8.4% |
| FOFs用JPX日経インデックス400ファンドS（適格機関投資家専用） | 8.4% |
| FOFs用新興国債券セレクト・ファンドS（適格機関投資家専用） | 6.9% |
| Global Absolute Return Strategies Fund- Class DA, H, JPY | 5.9% |
| ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり（適格機関投資家専用） | 5.9% |
| FOFs用世界ハイインカム入替戦略ファンドS（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用） | 5.5% |
| FOFs用新興国株式セレクト・ファンドS（適格機関投資家専用） | 4.2% |
| FOFs用国内株式エンハンス運用戦略ファンド（適格機関投資家専用） | 4.1% |

年間収益率の推移（暦年ベース）



※2015年は設定日から作成基準日までの収益率です。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第3 ファンドの計理状況」につきましては、該当情報を以下の内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

1【財務諸表】

- (1)当ファンドは、平成27年5月26日から運用を開始していますが、平成28年1月20日現在、記載すべき財務諸表及び中間財務諸表はありません。
当ファンドの会計監査は、有限責任監査法人トーマツが行います。
- (2)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成され、監査証明を受けた当ファンドの財務諸表は有価証券報告書に記載されます。
- (3)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成され、監査証明を受けた当ファンドの中間財務諸表は半期報告書に記載されます。
- (4)法令の定めるところにより、当ファンドの有価証券報告書の提出は、計算期間の終了毎に行われ、半期報告書の提出は、計算期間開始6ヶ月経過毎に行われます。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成27年11月30日現在）

スカイオーシャン・コアラップ（安定型）

| | |
|----------------|----------------|
| 資産総額 | 8,783,295,297円 |
| 負債総額 | 10,016,027円 |
| 純資産総額（ - ） | 8,773,279,270円 |
| 発行済口数 | 9,080,534,217口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 0.9662円 |
| （1万口当たり純資産額） | （9,662円） |

スカイオーシャン・コアラップ（成長型）

| | |
|----------------|-----------------|
| 資産総額 | 14,419,347,971円 |
| 負債総額 | 41,012,140円 |
| 純資産総額（ - ） | 14,378,335,831円 |
| 発行済口数 | 15,065,523,931口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 0.9544円 |
| （1万口当たり純資産額） | （9,544円） |

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報」「第1 委託会社等の概況」「1 委託会社等の概況」につきまして、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)資本金の額（平成27年3月末日現在）

（中略）

(2)委託会社の機構

（中略）

投資運用の意思決定機構

（中略）

委託会社の機構は平成27年7月15日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(1)資本金の額（平成27年11月末日現在）

（中略）

(2)委託会社の機構

（中略）

投資運用の意思決定機構

(中略)

委託会社の機構は平成28年1月20日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報」「第1 委託会社等の概況」「2 事業の内容及び営業の概況」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

(注) 下線部_____は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

(前略)

平成27年5月29日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次のとおりです。

| | 本数 | 純資産総額（百万円） |
|------------|----|---------------|
| 追加型株式投資信託 | 2 | <u>10,106</u> |
| 追加型公社債投資信託 | 0 | 0 |
| 単位型株式投資信託 | 0 | 0 |
| 単位型公社債投資信託 | 0 | 0 |
| 合計 | 2 | <u>10,106</u> |

< 訂正後 >

(前略)

平成27年11月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次のとおりです。

| | 本数 | 純資産総額（百万円） |
|------------|----|---------------|
| 追加型株式投資信託 | 2 | <u>23,151</u> |
| 追加型公社債投資信託 | 0 | 0 |
| 単位型株式投資信託 | 0 | 0 |
| 単位型公社債投資信託 | 0 | 0 |
| 合計 | 2 | <u>23,151</u> |

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報」「第1 委託会社等の概況」「3 委託会社等の経理状況」につきましては、該当情報を以下の内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

- (1)委託会社であるスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに、同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- (2)財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3)委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期事業年度（自 平成26年11月25日至 平成27年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期事業年度に係る中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

平成27年 3月31日現在

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|----------|-----------|-----------|---------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | | 流動負債 | |
| 預金 | 1 599,849 | 未払金 | 649 |
| 流動資産計 | 599,849 | 未払法人税等 | 521 |
| | | 流動負債計 | 1,171 |
| | | 負債合計 | 1,171 |
| | | (純資産の部) | |
| | | 株主資本 | |
| | | 資本金 | 300,000 |
| | | 資本剰余金 | 300,000 |
| | | 資本準備金 | 300,000 |
| | | 利益剰余金 | 1,321 |
| | | その他利益剰余金 | |
| | | 繰越利益剰余金 | 1,321 |
| | | 純資産合計 | 598,678 |
| 資産合計 | 599,849 | 負債・純資産合計 | 599,849 |

(2) 【損益計算書】

自 平成26年11月25日 至 平成27年 3月31日

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | |
|--------------|------|-------|
| 一般管理費 | | |
| 消耗品費 | 448 | |
| 租税公課 | 619 | |
| 諸経費 | 174 | |
| 一般管理費計 | | 1,242 |
| 営業損失 | | 1,242 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 1 27 | |
| 営業外収益計 | | 27 |
| 経常損失 | | 1,214 |
| 税引前当期純損失 | | 1,214 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 107 |
| 当期純損失 | | 1,321 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

当事業年度（自 平成26年11月25日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | 純資産合 計 |
|---------|---------|-----------|-------------|--------------|-----------------|------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本 合計 | |
| | | 資本準備 金 | 資本剰余 金合計 | その他利 益剰余金 | 利益剰 余金合 計 | | |
| 会社成立日残高 | 300,000 | 300,000 | 300,000 | | | 600,000 | 600,000 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 当期純損失 | | | | 1,321 | 1,321 | 1,321 | 1,321 |
| 当期変動額合計 | | | | 1,321 | 1,321 | 1,321 | 1,321 |
| 当期末残高 | 300,000 | 300,000 | 300,000 | 1,321 | 1,321 | 598,678 | 598,678 |

重要な会計方針

その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

当事業年度（平成27年3月31日現在）

1. 関係会社に対する資産 預金 599,849 千円

(損益計算書関係)

当事業年度（自平成26年11月25日 至 平成27年3月31日）

1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

受取利息 27千円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度（自平成26年11月25日 至 平成27年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 会社成立日株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|----------|------------|------------|-----------|
| 普通株式 | 60,000株 | | | 60,000株 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しており、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、親会社に対するものであり、高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度（平成27年3月31日現在）

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------|----------|---------|----|
| (1) 預金 | 599,849 | 599,849 | |
| 資産計 | 599,849 | 599,849 | |

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度（平成27年3月31日現在）

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超 |
|----|---------|-----|
| 預金 | 599,849 | |
| 合計 | 599,849 | |

（税効果会計関係）

当事業年度（平成27年3月31日現在）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 繰延税金資産 | （千円） |
|---------------|------|
| 未払事業税 | 136 |
| 一括償却資産 | 82 |
| 繰越欠損金 | 170 |
| 繰延税金資産小計 | 389 |
| 評価性引当額 | 389 |
| 繰延税金資産合計 | |
| 繰延税金負債 | |
| 繰延税金負債合計 | |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | |

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上したため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

当事業年度（自平成26年11月25日 至 平成27年3月31日）

1．セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

当事業年度については、営業収益がないため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

当事業年度については、営業収益がないため、記載を省略しております。

有形固定資産

当事業年度については、有形固定資産がないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

当事業年度については、営業収益がないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当事業年度（自 平成26年11月25日 至 平成27年3月31日）

1株当たり純資産額 9,977.97 円

1株当たり当期純損失金額 22.03 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

| | 当事業年度 (自 平成26年11月25日 至 平成27年3月31日) |
|------------------|---------------------------------------|
| 当期純損失(千円) | 1,321 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | |
| 普通株式に係る当期純損失(千円) | 1,321 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 60,000 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間貸借対照表

| 期別 | 科目 | 第2期中間会計期間末 (平成27年 9月30日現在) | |
|----------|----|-------------------------------|---------|
| | | 注記番号 | 金額(千円) |
| | | 内訳(千円) | 金額(千円) |
| (資産の部) | | | |
| 流動資産 | | | |
| 預金 | | | 463,255 |
| 未収委託者報酬 | | | 86,998 |
| 未収消費税等 | | | 2,181 |
| 流動資産計 | | | 552,435 |
| 固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | | 9,200 |
| 建物 | 1 | 863 | |
| 器具備品 | 1 | 8,336 | |
| 固定資産計 | | | 9,200 |
| 資産合計 | | | 561,635 |
| (負債の部) | | | |
| 流動負債 | | | |
| 未払金 | | | 40,439 |
| 未払手数料 | | 30,197 | |
| 未払委託調査費 | | 7,695 | |
| その他未払金 | | 2,546 | |
| 未払費用 | | | 491 |
| 預り金 | | | 966 |
| 未払法人税等 | | | 1,097 |
| 賞与引当金 | | | 4,236 |
| 流動負債計 | | | 47,230 |
| 負債合計 | | | 47,230 |
| (純資産の部) | | | |
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | | 300,000 |
| 資本剰余金 | | | 300,000 |
| 資本準備金 | | 300,000 | |
| 利益剰余金 | | | 85,595 |
| その他利益剰余金 | | | |
| 繰越利益剰余金 | | 85,595 | |
| 純資産合計 | | | 514,404 |
| 負債・純資産合計 | | | 561,635 |

中間損益計算書

| 期別 | | 第2期中間会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日) | | | |
|-----------|---|---|------|--------|--------|
| | | 科目 | 注記番号 | 内訳(千円) | 金額(千円) |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | | | 80,554 | |
| 営業収益計 | | | | | 80,554 |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | | | | 28,194 | |
| 広告宣伝費 | | | | 5,750 | |
| 調査費 | | | | 29,016 | |
| 調査費 | | | | 2,078 | |
| 委託調査費 | | | | 26,937 | |
| 委託計算費 | | | | 19,829 | |
| 営業雑経費 | | | | 11,782 | |
| 通信費 | | | | 100 | |
| 印刷費 | | | | 6,198 | |
| 諸会費 | | | | 5,464 | |
| その他 | | | | 18 | |
| 営業費用計 | | | | | 94,572 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | | | 55,479 | |
| 役員報酬 | | | | 18,000 | |
| 給料・手当 | | | | 31,302 | |
| 賞与 | | | | 1,940 | |
| 賞与引当金繰入額 | | | | 4,236 | |
| 法定福利費 | | | | 1,560 | |
| 福利厚生費 | | | | 65 | |
| 業務委託費 | | | | 300 | |
| 交際費 | | | | 126 | |
| 寄付金 | | | | 30 | |
| 旅費交通費 | | | | 1,362 | |
| 租税公課 | | | | 1,064 | |
| 不動産賃借料 | | | | 5,072 | |
| 固定資産減価償却費 | 1 | | | 2,308 | |
| 消耗品費 | | | | 967 | |
| 支払報酬料 | | | | 1,185 | |
| 支払手数料 | | | | 53 | |
| 諸経費 | | | | 579 | |
| 一般管理費計 | | | | | 70,154 |

| | | | |
|--------------|----|--|--------|
| 営業損失 | | | 84,173 |
| 営業外収益 | | | |
| 受取利息 | 56 | | |
| 雑収入 | 6 | | |
| 営業外収益計 | | | 62 |
| 経常損失 | | | 84,110 |
| 税引前中間純損失 | | | 84,110 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 163 |
| 中間純損失 | | | 84,274 |

中間株主資本等変動計算書

第2期中間会計期間（自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | 純資産 合計 |
|-----------|---------|-----------|-----------------|--------------|-----------|------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本 合計 | |
| | | 資本 準備金 | 資本 剰余金 合計 | その他利益 剰余金 | 利益 剰余金 | | |
| | | | | 繰越利益 剰余金 | 合計 | | |
| 当期首残高 | 300,000 | 300,000 | 300,000 | 1,321 | 1,321 | 598,678 | 598,678 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | |
| 中間純損失（ ） | | | | 84,274 | 84,274 | 84,274 | 84,274 |
| 当中間期変動額合計 | - | - | - | 84,274 | 84,274 | 84,274 | 84,274 |
| 当中間期末残高 | 300,000 | 300,000 | 300,000 | 85,595 | 85,595 | 514,404 | 514,404 |

（重要な会計方針）

1. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 18年

器具備品 4～6年

2. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当中間会計期間の負担額を計上しております。

3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未収消費税等として表示しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1．有形固定資産の減価償却累計額

| | 第2期中間会計期間末 (平成27年 9月30日現在) |
|------|-------------------------------|
| 建物 | 26千円 |
| 器具備品 | 2,281千円 |
| 計 | 2,308千円 |

（中間損益計算書関係）

1．減価償却実施額

| | 第2期中間会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日) |
|--------|---|
| 有形固定資産 | 2,308千円 |

（中間株主資本等変動計算書関係）

第2期中間会計期間（自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 株式数 | 当中間会計期間 増加株式数 | 当中間会計期間 減少株式数 | 当中間会計期間末 株式数 |
|-------|----------------|------------------|------------------|-----------------|
| 普通株式 | 60,000株 | - | - | 60,000株 |

（リース取引関係）

第2期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第2期中間会計期間末（平成27年 9月30日現在）

1．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

| | 中間貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------|----------------|---------|----|
| (1) 預金 | 463,255 | 463,255 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 86,998 | 86,998 | - |
| 資産計 | 550,253 | 550,253 | - |
| (1) 未払金 | 40,439 | 40,439 | - |
| 負債計 | 40,439 | 40,439 | - |

（注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（デリバティブ取引関係）

第2期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第2期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第2期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1．セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

| | 第2期中間会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日) |
|--------------|---|
| 1株当たり純資産額 | 8,573.41円 |
| 1株当たり中間純損失金額 | 1,404.57円 |

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

| | 第2期中間会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日) |
|------------------|---|
| 中間純損失(千円) | 84,274 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - |
| 普通株式に係る中間純損失(千円) | 84,274 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 60,000 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

5【その他】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報」「第1 委託会社等の概況」「5 その他」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部_____は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

（前略）

(2) 訴訟事件その他の重要事項

平成27年7月15日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

< 訂正後 >

（前略）

(2) 訴訟事件その他の重要事項

平成28年1月20日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報」「第2 その他の関係法人の概況」「1 名称、資本金の額及び事業の内容」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部_____は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

(1)受託会社

（中略）

資本金の額：342,037百万円（平成27年3月末日現在）

（中略）

(2)販売会社

名称：株式会社横浜銀行

資本金の額：215,628百万円（平成27年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

< 訂正後 >

(1)受託会社

（中略）

資本金の額：342,037百万円（平成27年9月末日現在）

（中略）

(2)販売会社

| 名称 | 資本金の額 （平成27年9月末日現在） | 事業の内容 |
|------------|------------------------|-------------------------------|
| 株式会社横浜銀行 | 215,628百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。 |
| 浜銀TT証券株式会社 | 3,307百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

（後略）

3【資本関係】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報」「第2 その他の関係法人の概況」「3 資本関係」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部_____は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

（前略）

（参考）再信託受託会社

（中略）

資本金の額（平成27年3月末日現在）

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

（参考）再信託受託会社

（中略）

資本金の額（平成27年9月末日現在）

（後略）

独立監査人の監査報告書

平成27年6月1日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士 松崎雅則

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 山田信之

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の平成26年1月25日から平成27年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2 . X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月7日

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士 松崎雅則印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 山田信之印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。